

## 現代におけるアイヌ民族自立運動に関する諸問題： 近代の同化政策から現在の新法制定論議まで

著者	大塚 和義
雑誌名	国立民族学博物館調査報告
巻	50
ページ	137-145
発行年	2004-03-29
URL	<a href="http://doi.org/10.15021/00001722">http://doi.org/10.15021/00001722</a>

## 現代におけるアイヌ民族自立運動に関する諸問題

近代の同化政策から現在の新法制定論議まで

大塚 和義

### 現代におけるアイヌの民族的権利獲得運動

アイヌは近年、民族としての自立的な権利の獲得をめざして、さまざまな運動を続けている。

ちなみに、後述するアイヌ伝統の土地（アイヌモシリ）である北海道には、現在でも大半のアイヌの人々が居住しており、その人口は、北海道に23,830人（1992年、道庁調べ）である。本州では東京に推計2,700人（1989年、都庁調べ）などであるが、潜在的にはこの数倍は存在すると推測されている。

1984年にアイヌの民族的地位獲得と福祉対策の進展をめざす社団法人北海道ウタリ協会は、その総会において、「アイヌ民族に関する法律（案）」（アイヌ新法）の制定を政府に要求することを決議した。これを受けて北海道知事は「ウタリ問題懇話会」を設置して、形骸化しながらも存続している北海道旧土人保護法に代わる、新法制定の必要性とその内容についての検討を要請した。

その結果、北海道知事に対して、ウタリ問題懇話会は1988年につきのような答申を行った。つまり、アイヌは日本列島に古くから居住して特色ある文化をつくりあげてきたという歴史的事実をふまえて、アイヌに先住権を認めること、民族差別をなくすこと、経済的格差を是正することを訴え、伝統文化の継承を円滑に行い得る諸政策と、これらの実施をアイヌの主体的な意志のもとに行うことのできる自立化基金の創設を要求するものであった。また、アイヌの意見を国政の場で反映できるように民族議席を設けることなどの案も盛り込まれていた。

1989年3月には、アイヌの民族文化の継承と他者へのアピールを兼ねて、北海道ウタリ協会は第1回アイヌ民族文化祭を開催し、以後毎年開催している。同年8月にはアイヌ主催の「世界先住民族会議」が北海道各地を会場にして開かれ、世界的な先住民問題とアイヌのそれが深く関わっていることを一般に印象づけることになった。こうした内外の先住民運動の高まりを受けて、日本政府は、内閣内政審議室を中心に関係10省庁からなる「アイヌ新法問題検討委員会」を設置した。

1990年に国連は「新しいパートナーシップ」をテーマに、政府・国際社会と先住民が公正で相互に尊重しあう新たな関係の構築を目的として、1993年を「国際先住民年」とすることを総会で採択した。翌年の1991年11月に、日本政府は、国連の「市民的及び政治的権利に関する国際規約」40条にもとづいた第3回報告で、アイヌの人々は「独自

の宗教及び言語を有し、また文化の独自性を保持していること等から、本条（27条の規定）にいう少数民族である」と、初めてアイヌを民族として認めた。この報告書の意味は大きく、以後、アイヌを民族とすることが政府機関の統一見解になって行った。

1992年12月に国連の「国際先住民年」開幕式典に、アジアの先住民を代表してアイヌ民族が招待され、当時の社団法人北海道ウタリ協会理事長の野村義一が記念演説を行った。

1993年、国際先住民年における日本政府機関の行事として評価できる取り組みは無きに等しいものであったが、このシンポジウムが開催されている国立民族学博物館では、国際先住民年の主旨をふまえて企画展示「アイヌモシリ」を開催し、私がプロジェクト・リーダーの任にあたった。展示の実施に際しては、立場を異にする7名のアイヌによる専門委員会を組織して、展示シナリオについて博物館スタッフと検討・協議し、その成果を展示に取り入れた。これは国の機関において、先住民アイヌとの共同作業によって展示を行う初めての試みであった。さらに、『展示図録』にはアイヌ語と日本語を併記した挨拶文を載せたが、このような試みも国の刊行物として初めてのことであった。

アイヌモシリの展示は非常に好評で、アイヌからも、「自分たちの文化がこんなにすばらしいものであると、あらためて認識することができた」という感想が寄せられた。

国連が1994年から10年間を「世界の先住民の国際10年」と定めるなど、国際的な先住民運動の高揚が持続する背景のもとで、北海道ウタリ協会は、1994年、初めてアイヌ語学習のテキストを作成した。このテキストは、アイヌは歴史的に文字を持たなかったことから、誰もが容易に読み書きに使えるカタカナを基礎にして、アイヌ語独自の文字表記を用いるという、画期的なものとなった。

同年6月、アイヌ文化に関する初めての公的専門研究機関である北海道立アイヌ民族文化研究センターが開設された。また同年7月には、初のアイヌ出身の国会議員として萱野茂氏が繰り上げ当選によって参議院議員となり、いよいよ国政の場でアイヌが直接意見を述べることができる機会が到来した。

このような国内的なアイヌ問題に関する動きは、村山内閣の連立政権誕生にもあづかって、1995年3月、「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会（ウタリ懇）」が五十嵐官房長官の私的諮問機関として発足をみることで、いよいよアイヌ問題が本格的な政治的課題となったのである。文化人類学者として本館の佐々木高明館長とお茶の水女子大学の原ひろ子教授が委員に加わっている。

1996年4月、「ウタリ懇」の報告が提出された。そのアイヌ施策の内容の前提は、①アイヌの人々の先住性、②アイヌの人々の民族性、③アイヌの文化の特色、④我が国の近代化とアイヌの人々の関係である。この四つの前提を踏まえて新しい施策を提言している。

まず前提について述べると、

①の先住性は、現行憲法に抵触するアイヌの先住権を明確に認めたものではないとはいえ、アイヌを日本列島における独自の民族として明確にしたうえで、その先住性を認めたものである。

②の民族性において、民族の概念規定は、言語、宗教など客観的基準と、民族意識、帰属意識といった主観的基準の両面から説明されるが、近年は帰属意識が強調されてきており、一律に定めることは困難であると答申はのべている。アイヌは現在、日本の一般社会において、言語や文化もほとんど変わらない生活を営んでおり、独自の言語であるアイヌ語を日常的に話す人はきわめて少ない状況にある。しかし、アイヌの人たちには民族としての帰属意識が脈々と流れており、民族的な誇りや尊厳のもとに、個々人として、あるいは団体を構成し、アイヌ語や伝統文化の保持、継承、研究に努力している人々も多い。このような状況から、アイヌは民族としての独自性を保っているともみることができ、近い将来においてもそれが失われるともみることができない、としている。

③の文化の特色では、狩猟・採集・漁労を中心とした生業を営む自然とかわりぬぎの深い文化であり、現代のアイヌも自然との共生を自らのアイデンティティの重要な要素と位置付けている。また、近代以前からのアイヌ文化の特色は、河川を単位とする生活領域（イオル、アイヌ語表記はイウオロ）をもち、クマ送り儀礼（イオマンテ）やアイヌ文様にみられる独自の芸術性、ユーカラ（アイヌ語表記ではユカラ）をはじめとする口誦伝承や独自の言語であるアイヌ語の存在がある。これを単に貴重な歴史的遺産とするだけでなく、現代に生かして発展させることは、日本の国における文化の多様さ豊かさの証しになる、としているのである。

④では、近代の同化政策によって、アイヌ語使用は制限されて、伝統文化は決定的な打撃を受け、そのうえ法的には等しく国民でありながらも差別され、困窮を余儀なくされた歴史的事実を総括した。

そして新しい施策の展開を提言している。すなわち、近代国家日本が著しくアイヌに差別と経済的困窮による苦しみを与えてきたことを反省し、否定されてきた文化の再生と継承を実施していくための処置を求めるものである。なお、アイヌの国会における特別議席問題は答申のなかでは削除され触れられていない。

この答申を受けて政府は、1997年度予算案に「アイヌ関連新施策」を盛り込んだ。これは文化政策を中心とした諸施策で、文化政策とその研究に偏重しているという批判もあるが、民族語の公共放送を行うことなど、明らかに民族政策の第一歩として画期的なものである。この施策を足掛かりにして次のステップへ進むことは可能であろう。施策の内容を簡単に紹介すれば次のようなものである。

(1) アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の促進

アイヌに関する研究等の助成を行う。（担当官庁は北海道開発庁と文部省）

(2) アイヌ語の振興

アイヌ語教育の充実およびアイヌ語の普及を行う。(文部省)

(3) アイヌ文化の振興

アイヌ文化の復元、再生、伝承およびアイヌ文化の普及、国内外との交流の促進、優れたアイヌ文化活動の表彰・顕彰を行う。(文部省)

(4) 理解の促進

アイヌに関する情報の収集・提供・文化交流の支援を行う。(北海道庁)

1899(明治32)年制定以来、幾度も改正しながらも現行法として存続している「北海道旧土人保護法」に代わる「アイヌ民族に関する法律(アイヌ新法)」が1997年度の通常国会で審議される見通しとなった。この法律は不十分ながら、実質的に日本における初めての民族法といえる内容をもっており、明治に始まる近代国家日本の「単一民族国家」幻想を打ち破り、多民族・多文化共生の国家デザインへと、現実をふまえて、劇的に制度・政策の転換を迫るものである。これが現代日本にもたらす意味は大きく、ことに日本帝国主義のもとで侵略したアジア・太平洋諸地域の国々との関係改善にもつながる可能性を指向するものである。

## 近代以前のアイヌ政策

アイヌは現在の北海道全域から本州北部、サハリン南半部、千島列島に歴史的に居住してきた先住民族である。アイヌの伝統的な生業はサケ・マスなどの漁労、シカ・アザラシなどの狩猟、ウバユリなどの採集、雑穀栽培など、自然物採集経済を基礎とした。そして14世紀中ごろから和人による圧迫を受け始めた。

本州の和人による本格的な蝦夷地「アイヌモシリ(アイヌの大地)」に対する資源収奪体制確立への画期は、1550(天文19)年にアイヌの首長と結んだ取り決めによって、蝦夷地(現在の北海道)のごく狭い南西端部分を「和人地」として居住権を獲得し、植民地化した時である。この取り決めによって、和人はアイヌの攻撃を受けない占有の交易拠点を確保することになった。以後、近代以前の蝦夷地支配は、アイヌから組織的に資源収奪を大規模に行い、さらに使役を強制するなど、アイヌに過酷な負担を課した。しかし、基本的にアイヌ語や信仰・儀礼など、アイヌの文化を破壊したり否定するまでには至らなかった。究極のところ、和人はアイヌモシリの資源収奪が目的であった。当時において商品価値のあるものが、極めて安価に大量に、安定的に入手できればよかったのである。

蝦夷地に近接する地域へのロシア勢力の南下にともなあって、北辺警備と蝦夷地経営を直接に行うために、1799(寛政11)年、幕府は東蝦夷地を松前藩から召しあげて直轄支配した。それに先立つ蝦夷地の予備調査を幕府から命じられた近藤重蔵は、1798年に東蝦夷地を巡見する。その結果彼は、蝦夷地からの資源収奪をもっぱらの目的とする従来の幕藩体制支配のありかたを変更するように、いくつかの政策を提示した。この政策が、

日本的な同化政策の原形ともいべきものであったと私は考えている。つまりアイヌの生活と文化を「粗野」であるとして否定し、日本語の読み書きを習得させることをはじめ、漁労や狩猟・採集というアイヌの伝統的な生業を、「高度で文化的な農業」に転換させて、アイヌを農民化すべきであるという発想を意見書にまとめて幕府に提出したのであった。この意見書はさらに、アイヌの衣服、髪型、姓名など、すべて日本風に改俗させることを基本にしていたのである。この意見書は実際にとり入れられ、ことに北海道東部では徹底して行われたことが知られている。

創氏改名に代表される日本文化の強制を行った、後にみる日本型帝国主義の植民地支配形態の原形が、すでに幕府の一官吏によって発想されていたことに驚きの念を禁じえない。しかしながら、この試みは蝦夷地の一部では実施されたが、アイヌ社会全体に定着することはなかった。すなわち、近代以前のアイヌ支配の形態は、基本的に同化政策ではなく、できる限りアイヌを伝統的な生産手段による生活状態に閉じ込めておき、良質な資源だけを収奪するために有効な、隔離統治政策であった。

## 近代国家日本の成立とアイヌ生活地の収奪と民族文化抹殺

明治に入って、近代国家日本の構築をめざした支配権力は、欧米列強のそれを手本にして模倣した。政府は、蝦夷地を北海道と改称して、そこにある利用されていない豊富な資源を利用し、広大な土地を耕地化して脆弱な国家資本の基礎にするために、1869（明治2）年に開発を目的とする行政機関である「開拓使」を設置した。そしてアイヌの伝統的な生活地であるアイヌモシリの存在を無視して北海道を「無主地」として国有化するなど、西欧型国家の論理による国際法が認める領土取得の手法をもちいたのである。

近代国家成立期のアイヌ政策とそれがアイヌ社会にもたらした状況は、土地・資源の収奪と同化政策であり、生活困窮と伝統文化の破壊であった。

## 同化政策貫徹のための北海道旧土人保護法の制定

アイヌは近代国家日本に組み入れられて、差別された「旧土人」を冠する国民とされたのである。そして、先住してきた土地を奪われ、伝統的な生業である漁労や狩猟も規制されてほとんどできない状態になった。日本化をめざす同化政策のもとで、アイヌは異族の言語や文化を強制され、アイヌ語や伝統文化によって生きることが不可能な社会に困りこまれて行った。残された生活手段は最底辺の賃労働に頼るしかなく、開拓使の救済策も充分なものではなかったために、アイヌの生活は困窮をきわめて行った。このようなアイヌの窮状が国際的にも非難されて、ようやく帝国議会は、1889（明治32）年に「北海道旧土人保護法」を成立させた。しかしこれは、アイヌを農民化することと皇民化教育を柱にした福祉政策推進のための法律であって、いうまでもなく、アイヌを独自

の民族と捉えて、文化的・経済的な自立を助けるためのものではなかった。

この保護法には、農耕をする者には土地を給付することが盛り込まれたが、保護法ができた時にはすでに近代国家日本が成立して30年余年が経過しており、農耕に適した土地は本州から大量に移住してきた和人の入植者に与えられてしまっていた。それゆえ、アイヌに給与された土地は耕作可能とはいいたいものが大半であった。しかも、この最も重要な土地の給与に関する条文は削除されて、1997年2月現在も、形骸化した保護法は存続しているのである。ここで筆者は、近代以前のアイヌ政策を原型としている同化政策が、近代日本帝国主義の侵略による植民地で行われた皇民化政策の原型となっている点を指摘しておきたい。ことに、1910年の韓国併合によって朝鮮半島で行われた同化政策は顕著なもので、かつてのアイヌに対して行った日本名の強制と同様に、創氏改名という形で強行されたのであった。

## 現代の問題点

つまり、アイヌ政策は、国家によって特異な「民族」ではあるが、それは「同化されるべきもの」として扱われてきた。そしてすでに述べたように、アイヌに対する諸政策は福祉政策の枠内でのみ行われてきた。しかし、いまやこれでは成り立たないことは明らかである。アイヌ自身の要望はもとより、内外の世論の高まりや国連の動向を踏まえて、政府は福祉対策から民族政策に一步近づく施策を行うための立法化を図ろうとしている。このような政策の転換は、世界的な先住・少数民族問題の顕在化と国際的連帯が進んできたことが大きな力となっている。

アイヌ自身も自己が先祖から受け継いできた文化を、さまざまな形で現代に生かし、次の世代に継承していく試みを近年意欲的に行っている。たとえば、1989年、アイヌの大型板綴り船の復元作業が試みられた。200年前の詳細な製作過程の文書記録にもとづいて建造が進められ、その技術は確実に現代に蘇った。この作業をとおしてアイヌ自身が民族的なアイデンティティを確認し、連帯を強めることになり、船はその象徴になった。さらに、1970年代にアイヌのひとつの村でチプサンケ祭り、すなわちアイヌ伝統の舟の進水式を中心に据えた新しい祭りが創造された。それは、アイヌ自身の祭りであるばかりでなく、近隣のアイヌ以外の住民にアイヌ文化を理解させ、アイヌとの友好の絆を強める場となっており、現在では北海道各地で毎年行われるようになった。

また、アイヌ伝統音楽においても同様のことがみられる。「アイヌ歌舞団モシリ」は、アイヌの神話や精神世界や風俗に題材にとって、現代のアイヌ世界をみごとに描き出している。アイヌ伝統の旋律を基調にした音の世界を、シンセサイザーなど最新の音響機器を駆使して、ひろく日本はおろか世界へ向けて新しいアイヌ・スピリットを発信しているのである。ムックリとよぶ口琴やトンコリとよぶ五弦琴をもちいて演奏する、洗練さ

れたアイヌ現代音楽家の活動も盛んである。

また、職業訓練の一環として伝統的なアイヌの刺繍や彫刻の技術を習得する公的助成が軌道にのってきており、この訓練を受けた人たちのなかから、さまざまな形で民族工芸を表現する作家たちが生まれている。このような動きは、木彫り熊に代表されていた観光みやげにも質的变化をもたらしただけでなく、アイヌ・イメージの改善に大いに役立っている。

しかし、問題なのは、アイヌが民族的なアイデンティティを具体的な方法で確認することができる場や装置、それに加えて財政的基盤が保証されていないことである。アイヌ伝統の食文化の基本であるサケの捕獲や機織り技術に必要な樹皮繊維を得ることすら、資源権を奪われた現在、犯罪行為になるという無権利状況の厳しい現実がある。ましてや、狩猟や漁労などの伝統的な生産手段を体験しながら文化の学習を円滑に行える場は皆無といってよい現状である。

こうした状況に対して、先述の「ウタリ懇」の答申は、アイヌの伝統的な生活の場（イウオロ）の再生を目指した一定の土地の確保を提言している。すなわち、アイヌに対する総合的かつ実践的研究の推進とアイヌ文化振興に関する事業を実施推進する組織の設置である。国および地方公共団体による財政的支援を前提として、国の指定を受けた「アイヌ文化振興・研究推進機構」（仮称）を設けることであり、この運営にはアイヌの人たちの自主性が尊重されることがうたわれている。

アイヌ新法の制定は、さまざまな問題点を抱えながらも、政府によって「アイヌ政策推進室」が設けられ、立法化への具体的な作業が現在、精力的に進められている。

## 付 記

前記の原稿は、1997年3月開催の国際シンポジウムの際に提出した原稿に若干の加筆訂正を行ったものである。したがって、省庁・機関名や役職等は執筆当時のままである。

同年5月、国会においてアイヌ新法の制定が議決されるという急速な動きがあった。その法律の正式名称は「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」

（以下、略称でアイヌ文化振興法とする）である。この法律は1996年の有識者懇談会のまとめた報告書が基礎となっており、（日本に）先住していたアイヌの伝統文化の保存・振興をはかり、民族的な誇りが尊重される社会の実現等を基本理念として、新たな4項目の施策を提言した有識者懇談会の内容の多くが盛り込まれたものとなっている。

アイヌ文化振興法は、第一条で「この法律は、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（以下「アイヌの伝統等」という）が置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発（以下「アイヌ文化の振興等」という）を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とする」としている。ここで注目すべきは、「アイヌの伝統」と「アイヌ文化」を併記している点である。ここでいうアイ



ヌの伝統とは、いったいなにを指すのか明確ではないが、すくなくとも文化という言葉に包括できないものを意味していると、筆者は理解したい。それゆえに条文には「文化」より前に「伝統」が記されているのであろう。

この法律には付帯決議がつけられた。その内容は要約すると以下のとおりである。

1. 施策の実施については、アイヌの自主性が尊重されること
2. アイヌの人権擁護と啓発に関しては国連の趣旨を尊重した施策を講じること
3. アイヌの「先住性」は歴史的事実である。この事実も含めて事業展開を図ること
4. 現行の北海道ウタリ福祉対策の充実などである。

この法律の本文と付帯決議をあわせて筆者なりに読み取ると以下のことになるだろう。アイヌの民族的存在と土地や資源を国家に奪われた歴史的事実を踏まえて、アイヌの求める民族的な権利を回復させるためには、まず、国民の理解をはかることが前提となること。この法律の主眼はここにあり、アイヌの求める次の段階、すなわち、よりあるべきアイヌのための法律制定へ向かうための条件整備がアイヌ文化の理解をとおして行われると理解したい。21世紀の日本は、多文化多民族共生の社会となっており、もはやその大きな世界的な潮流を認めなくては成り立たない国家の時代が到来しているからである。

この法律は7月1日に施行されることとなったが、その前日の6月30日に閣議決定で、当面この法律の適用される地方公共団体は北海道に限定するとされた。結果、とうぜんのこのように、この法律の事業主体である財団法人アイヌ文化研究・推進機構の事務局が札幌に設置された。法律にもとづいて実行される事業の予算は国の半額補助であり、近年の財政難から北海道の負担は重い。また、中央省庁の職員が機構事務局に出向することはなく、いきおい道職員だけが出向している。機構はすくなくとも北海道内居住のアイヌを把握し、さまざまな事業に関する情報を提供する義務をもつにもかかわらず、社団法人北海道ウタリ協会の組織網に頼らざるをえない現状であると聞く。つまり、ウタリ協会員のアイヌでなければ機構による文化助成金やアイヌ工芸研修参加などの申請が難しいのである。道外居住のアイヌにとっても情報入手が困難であり、せつかくのアイヌのための法律でありながら、不利益が生じている。現在、国費は毎年約4億円が助成され、北海道も同額負担しなければならない。この点が昨今の財政事情から予算の増額を困難にしており、例年増加してきた予算も本年は昨年とほぼ同額である。

アイヌは現在、全国に居住しており、本法律の第三条の2項は、「地方公共団体は、当該地域の社会的条件に応じ、アイヌ文化の振興等を図るための施策の実施に勤めなければならない」としている。この法律はそもそも全国法であり、アイヌがどこに居住していようがこの法律の適用を受けることができるはずであるが、北海道以外の地方公共団体の取り組みは皆無の状況である。首都圏には約5000名のアイヌが居住しているといわれ、ことに、その中心となる東京都の法律にもとづいた事業展開が重要である。いまのままであれば、この新しい法律は「(北海道)アイヌ文化振興法」である。旧法と異なる点は、全国法として機能することにある。その啓発事業による国民的理解のもとに、アイヌ自身が希求する法律改正へと結実していく可能性をもっているとおもわれる。

(2003年3月稿)

## 参考文献

尾本恵市他

- 1997 「シンポジウム アイヌ新法制定への課題」 萱野茂他『アイヌ語が国会に響く 萱野茂・アイヌ文化講座』草風館。

北海道生活福祉部

- 1996 『アイヌ民族を理解するために』北海道生活福祉部。

野村義一

- 1996 『アイヌ民族を生きる』草風館。

大塚和義

- 1995 『アイヌ 海浜と水辺の民』新宿書房。

- 1996 「アイヌにおける観光の役割—同化政策の相克」石森秀三編『観光の20世紀』ドメス出版。

大塚和義編

- 1993 『アイヌモシリ 民族文様から見たアイヌの世界』国立民族学博物館。

6・15 東京フォーラム実行委員会

- 1996 『アイヌ新法制定への課題 萱野茂アイヌ文化講座・東京フォーラム』東京フォーラム実行委員会。

